海上の森に関する　要望書

2005 年日本国際博覧会等の環境影響評価準備書への意見書
1999 年 4 月 6 日

〇2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価準備書への意見
（財）2005 年日本国際博覧会協会会長宛
〇瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価準備書への意見
愛知県知事宛
〇瀬戸都市計画道路１・３・２号，豊田都市計画道路１・３・４号，
名古屋瀬戸道路（瀬戸市・豊田市）に係る
環境影響評価準備書への意見
愛知県知事宛

新住宅事業，名古屋瀬戸道路事業の都市計画の案への意見書
1999 年 4 月 6 日

〇瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業に係る都市計画の案への意見
愛知県知事宛
〇瀬戸都市計画道路１・３・２号，豊田都市計画道路１・３・４号，
名古屋瀬戸道路（瀬戸市・豊田市）に係る都市計画の案への意見
愛知県知事宛

2005年日本国際博覧会等の環境影響評価準備書への意見書

日野鳥発第３号

1999年4月6日

財団法人2005年日本国際博覧会協会

会長　豊田　章一郎　殿

財団法人　日本野鳥の会

会　長　　黒　田　長　久

2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価準備書への意見

拝啓

時下，貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます.

さて，弊会では表記の準備書について下記の意見を提出いたします．ご高配の程，　よろしくお願い申し上げます.

敬具

記

１．会場候補地の代替案もしくは複数案の検討について実施計画書への意見（1998年6月１日付）の中でお願いしたものであるが，未だ検討がなされていないのは遺憾であり，検討を行うべきことを再度要請する．入場予定者数2500万人は，誰が考えても海上の森の自然環境への負荷が大きく，加えて入場者のストレスも深いことが明らかである．早期に代替会場候補地の検討に着手すべきである.

２．自然環境の調査期間が短く，調査手法の検討が不十分なところもあり，無理な予測・評価を行う状況を招いている．このため,再調査・再評価の手続きを専門家の助言を得て行う必要がある.

３．人と自然の触れ合いについて海上の森が重要な場所であると記載した点は，評価される．しかし，そのための措置が代償措置のみとなっている点は，環境影響評価法の考え方にそぐわない．できるかぎり回避，又は低減が検討されるべきである.

以上

＜別紙＞　１～３について，詳細は別紙で述べる.

日野鳥発第４号
1999 年 4 月 6 日

愛知県知事　神田　真秋　殿

財団法人　日本野鳥の会
会　長　　黒　田　長　久

瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価準備書への意見

拝啓
　時下，貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます.
　さて，弊会では表記の準備書について下記の意見を提出いたします．ご高配の程，　よろしくお願い申し上げます.

敬具

記

１．本事業の事業地区を海上の森の中心部とすることについて，自然環境の保全，安定した国民生活の観点から，見直しが必要である.

２．本事業については，実施計画書への意見（1998 年 6 月 1 日提出）の中で代替案もしくは複数案の検討を要請したものであるが未だ行われていないのは遺憾である．少なくともその検討は行い，評価書などに反映することを再度要請したい.

３．自然環境の調査期間が極端に短く，無理な予測・評価を行う状況を招いている.
このため，再調査・再評価の手続きに専門家の助言を得て着手する必要がある.

４．人と自然の触れ合いについて海上の森が重要な場所であると記載した点は，評価される.しかし，そのための措置が代償措置のみとなっている点は，環境影響評価法の考え方にそぐわない，　等.

以上

＜別紙＞　１～４について，詳細は別紙で述べる.

日野鳥発第５号
1999 年 4 月 6 日

愛知県知事　神田　真秋　殿

財団法人　日本野鳥の会
会　長　　黒　田　長　久

瀬戸都市計画道路１・３・２号，豊田都市計画道路１・３・４号，
名古屋瀬戸道路（瀬戸市・豊田市）に係る環境影響評価準備書への意見

拝啓

時下，貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます．

さて，弊会では表記の準備書について下記の意見を提出いたします．ご高配の程，よろしくお願い申し上げます．

敬具

記

１．名古屋瀬戸道路（若宮線を含む）は，海上の森の中心部を縦断するものであり，自然環境の保全，安定した国民生活の観点などから，見直しが必要である．

２．準備書によれば，名古屋瀬戸道路について代替案もしくは複数案の検討は，実施計画書への意見の中で要請したものであるが未だ行われていないのは遺憾である． 今後少なくともその検討を行い，評価書などに反映すべきである．

３．自然環境の調査期間が極端に短く，無理な予測・評価を行う状況を招いている．このため，再調査・再評価の手続きを専門家の助言を得て行う必要がある．

以上

＜別紙＞　１～３について，詳細は別紙で述べる．

１．準備書全体から　－代替案など－

＜代替案の検討が行われていない＞

昨年の実施計画書への意見の中で，日本野鳥の会など多くの団体から，自然環境への配慮などの理由から，代替案・代替地の検討の必要性について指摘が為されていた.しかし，実施計画書への意見の回答のなかで，代替案・代替地については，触れられていない.

博覧会会場の立地選定と代替地についての意見は 84 件も出された.そのほとんどが,良好な自然を保っている海上の森において,敢えて自然環境への影響が懸念される国際博覧会の会場や地域整備事業の事業地に選ぶことへの疑問であり,代替地選定への要望である.これらに対する博覧会協会と愛知県からの回答は,従来までに行われた行政手続きの簡単な説明に過ぎず,博覧会開催と地域整備事業の立地選定過程において,事業の必要性と環境影響の回避が代替地の検討も含めてどう検討されてきたかについて,説得力を持つものではない.

1998 年中に２回にわたって博覧会会場計画の素案などが示されているが，入場予定者 2500 万人の動きによる自然環境への影響，入場した人のストレスの問題，交通アクセスの問題等は，現候補地では何らクリアーされているとは考えられない.

日本野鳥の会では，愛知県が博覧会を誘致した国際的な責任を果たすために早急に代替地・代替案の検討をはじめるべきであり，地域整備事業についても見直す時期にきていると考えている.

＜調査期間＞

通産省の通達では，調査期間について「調査対象の内容，地域の気象又は水象等の特性，社会的状況等に応じ，適切かつ効果的な期間及び時期を設定する」としており，"１年の調査で良い"とはしていない.この点，少なくとも短い期間で準備書にまとめている根拠を示すべきである.

＜回避，低減の優先，環境保全措置の考え方・手順＞

環境保全措置について考える前に事業の回避，又は低減を優先して十分に検討し，環境保全措置の内容を時系列的複数案，並列的複数案を検討すること（通産，通達）とされているが，その記載が準備書では十分に為されていない.これは，環境影響評価の根幹かかわる部分であると考えられる.なお，こうした現状は，調査期間の短さによるものとも考えられ，ここで調査の拙速性も指摘したい.

２．動植物など

＜森を分断する計画＞

「貴重な動植物種がまとまってみられる小流域を中心としたゾーンを極力回避する」と名古屋瀬戸道路計画では述べている.しかし実際の名古屋瀬戸道路の計画案は,「自然環境保全上重要な地域」を分断する形となっている.屋戸川・寺山川水系の保全が尾根を境に行われているなど，線引きにおいても動物生態におけるつながり，地下水脈のつながりなどに配慮したとは言えない.これは，博覧会の予定地でもある新住宅事業においてはさらに著しい.現況で貴重な動植物が確認された地域を保全しようと線引きが為されるが，現に存在する動植物を支える移動の構造についての配慮が十分に行われていない.森の中で，貴重な種を避けて約140haの開発を行うことに無理がある.７つの調整池用の堰堤と河川の付け替えによって作り出される空間は，かねてから生息したムササビなどの生き物に棲み難い環境といえる． 長期的には， 種子散布，花粉の飛散の可能性などが四車線の道路や造成公園による森の分断によって孤立化させられ，貧栄養湿地などの生物群集を構成する個々の個体群の遺伝的な多様性の低下をまねき，絶滅への可能性を高めることが考えられる.現在のひとかたまりの生態 系を分断化することの影響は，１年の調査で「影響は回避・低減できる」と結論づけることは，注目種のみの調査が中心であることから困難ではないかと考えられる.

＜全面造成は避ける＞

住宅事業で「周辺の自然環境に配慮して設定した事業区域の中で，大規模な全面造成を避け,・・」としている基本方向と実際の計画は大きく乖離している.現在の計画は，全面造成に近い.

＜夏鳥の分布調査の不備＞

日本野鳥の会は，1998年の繁殖期に夏鳥の繁殖の状況を確認する調査を行っており，これによれば，名古屋瀬戸道路の北端では，サンショウクイがよく観察され，中央部四ツ沢付近では，サンコウチョウが確認され，南端部ではヨタカが確認されている.こうした場所は全て名古屋瀬戸道路，新住宅事業などの事業予定地であり，夏鳥の繁殖に与える影響は極めて大きいと考えられる.この点について準備書では図６－１６－１２（1）において繁殖可能性のランクをしめしているが，踏査ルートや回数についての記載がなく，全域の調査を行った上での評価であるのか疑問である.例えば，篠田川下流部には全く繁殖の印がなく，この地域の調査が行われていないのではないかと考えられる.

サンショウクイについての準備書での記載は,「本調査では，家族群を確認した」とあるのみである.このような点，拙速な調査（半年程度）により結論を急いでいると考えられる.

＜都市の近くにいる夏鳥たち＞

1998 年の調査で，ヨタカ，サンショウクイ，キビタキ，サンコウチョウなどの繁殖が確認されている.このサンショウクイは，絶滅危惧Ⅱ類に指定されている.こうした鳥類は，近年減少が危惧されている種である.こうした鳥類は，海上池周辺，吉田川周辺，篠田川下流部などで繁殖の可能性が高く，こうした場所は三事業により直接改変の予定の場所であることから，今回の準備書の手薄な点があることが明らかである． 都心から，20km ほどの場所でこうした鳥類が確認されること自体全国的に珍しくなっているのが現状である.

＜オオタカの実質的調査期間＞

オオタカについては, 1998 年の 1 月～ 7 月までの調査と, それ以前の調査（新住宅事業, 名古屋瀬戸道路による）について，調査方法に相違があり，無理にデータの重ね合わせて調査結果をまとめていると考えられる.この結果は，本会愛知県支部が独自に行った調査結果と大きく異なっている.個体数の少ない猛禽類では，詳細な調査によれば，調査者が異なっていても同じような結果が得られることが多い.しかし，今回の公表になっているデータについては，整理上無理を重ねていることと，調査期間が 1 年のみであることの制約により，やはり拙速に高利用域などの結論を出していると言える.慎重な再調査，再評価が急がれる必要である.また，会場予定地の北側には，東海環状自動車道による地形の大きな改変が進行しており，環状道路南側での再調査が必要と考えられる.

＜鳥類調査の再実施を求める＞

新住事業の鳥類について 1995 年から 1997 年にかけて行われた調査結果のデータについて，縦覧期間中にデータ集計ミスが指摘され，正誤表が公表された．この訂正されたデータにおいても，夏鳥の記録はこれまでに東海三県で記録のある時期より 1 カ月も早く記載されており，なお疑問を残している．こうした疑問のあるデータを名古屋瀬戸道路と新住事業の準備書作成のために，そのまま採用すべきではなく，専門家の参画を得て改めて調査をやり直すべきである.

なお博覧会協会では，この点「精査して活用」としているが，意見書の指摘後,どのような方法でどこに使ったのか不明であり，この点，明らかにすべきである.

＜名古屋瀬戸道路などの光と夜行性の動物＞

道路の騒音や光害の影響は,特に猛禽類やフクロウ,ムササビ，ゲンジボタル等の夜行性の動物には供用時にも大きな影響を及ぼすと考えられる.この点，十分な検討が行われていない.

＜蘚苔類と菌類の扱いについて＞

博覧会協会は蘚苔類，菌類の調査を行わないことに関し,「種の同定が確実にできる研究者が極めて少なく，学問上，生態に関して不明な点が多い」「菌類では多くのものが分類すらされていない」としているが，当該分類群の環境庁のレッドリストが出ている以上，これは説得力を持ち得ない.博覧会協会に対する通産大臣からの助言でも,「蘚苔類・菌類を外すことは，現実問題としてやむを得ないと判断される」としながらも、環境影響評価会の

・蘚苔類・菌類は生物界の貴重な一員であって,
・それらの調査は学術的にも環境の把握の面からも意義深くかつ必要

との報告をわざわざ指摘している。

海上の森の現況を正しく把握する，という意味で、これらのリスト作成の調査が行われていないのは遺憾である.

３．生態系について

＜生態系：特殊性の観点からー渡り鳥の中継地としての評価＞

海上の森で鳥類の観察会を行っている本会愛知県支部では，春と秋の渡りの時期に海上の森を利用している種が数多く存在することを指摘している．この時期は，多数の鳥類（主に小鳥類）が渡来し，短期間で入れ替わるため生息密度が一変するのである．これは会場候補地がこうした渡り鳥の休息・採餌のための中継地として，あたかもシギ・チドリ類における干潟のように，愛知県，中部地方における渡り鳥の保全にとって重要な機能を果たしている可能性を強く示唆している.

春（3～6 月）と秋（9～11 月）の渡りの時期には，鳥類群集の種と密度，種ごとの入れ替わりの回転率，移動の実態を明らかにする調査を行うべきである．具体的には，鳥類センサスによる密度調査，標識調査（バンディング），行動観察を行う．鳥類の生息数は短期に激変している可能性があるので，これを勘案し，期間と頻度を設定する．渡りの最盛期に 7 日間程度の連続的な調査を行うのが望ましいと指摘した.

これに対し博覧会協会は,「繁殖鳥類の保全のための措置を検討することが,渡り鳥に対する保全の方向にもつながる」として却下している.しかし繁殖鳥類の環境要求と渡り鳥の環境要求が包含関係にあるという証明はない.むしろ秋の渡りの時期は,繁殖鳥類で調査した繁殖期とは,林の様子や資源の分布が異なっていることが予想される.従って，先の結論はあまりに強引な結論と考えられる.

・「回避」の検討

全体として,個別の生物への影響は認めながら,会場候補地内の非改変部分をある時は事業対象地外,ある時はオン・サイト・ミチゲーションの場と捉えているのは不統一である.新住でいえば「回避・低減できる」（オオタカ・ハチクマ）あるいは「代償措置を講ずる」（カワセミ）「保全措置を講ずる」（森林性の繁殖鳥類）としている.しかい，その根拠は明示されていない.

・オオタカの番，実行可能な範囲で影響を低減

生態系のピラミッドの図のなかで供用時について，「実行可能な範囲内で低減できるものと判断した」としている根拠は，「２番の営巣中心が範囲外に存在するため」としているために影響が少ないとしているが根拠に乏しい.

・森林の改善

森林の改善による保全措置では,改善の対象となる森林環境の現在における評価が不明であり,代償となるかどうかの評価ができない.

・影響予測のデータ,方法の検証性

繁殖鳥類の調査ルートが示されていない.従って,例えば新住南側地区の直接改変部分に確認ポイントが少ないのが,実際に鳥がいなかったのか,調査が行われていないか頻度が他より低かったのかが不明である.

また確認地点の出し方が不明.本来ならば少なくともテリトリーを確認し,個体とその場所の使われ方が示されるべきである.

・鳥類の生息地ポテンシャル

鳥類の生息地ポテンシャルが示されていない.現に存在している場所のみが重要なわけではない.種ごとの生息可能な生息環境の把握と,その生息環境がどのように分布しているかの解析が欠けているので,生息地の改変による可能な生息環境の減少について評価できない.

・上位種の食べ物計算

オオタカ,ハチクマ,フクロウにおいては,餌量が十分ならば生息が保証されるという前提だが,人圧の影響が考慮されていない.

・営巣予測調査と存在・供用

食べ物以外の資源で，オオタカ,ハチクマ,フクロウで言えば営巣可能な木の分布について専門家を交えて調査することも必要であり，ポテンシャルの把握の行っておくことが阻害要因を検討する意味でも望ましい.

・２年の調査で経年的と言えるのか

オオタカ,ハチクマの営巣期における高利用域は経年的に使っている区域のみを問題にしているが,わずか２ヶ年の調査で経年的に重要な区域が抽出できるとは思われない.調査の測定誤差も考えられる.２ヶ年の重複区域のみを直接改変地域による影響と見なすことは問題がある.

・他ユニットへの影響

フクロウの確認位置から見れば,北地区による改変により東ユニットにも影響が出ることが予測できる.

＜環境保全対策の具体性＞

アオゲラ等繁殖鳥類と,フクロウを頂点とする食物連鎖への保全措置として挙げられている「残置森林における適正な環境保全に配慮した森林整備計画」「改変区域における緑化計画の実行」の具体的内容が不明.フクロウ３つがいのうち,１／３の消失を想定しているにも関わらず,「効果については不確実な要素が多い」と自ら認める保全措置により影響が回避できるとするのは問題が多い.

繁殖鳥類については,それぞれの種の環境要求について考慮して実現可能性を検討しないと,保全措置による効果は評価できない.アオゲラでは大径木の存在や枯れ木の存在,サンコウチョウは,営巣地として樹冠の閉鎖した常緑樹林,オオルリは渓流沿いの飛翔昆虫の採食地と営巣地となる小崖地が必要であること等が考えられる.

また,サンコウチョウ,サンショウクイは特に急激に減少している夏鳥で,サンショウクイは環境庁（1998）のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されている.これらが従来の繁殖場所を捨てて新しい場所に移りうるかどうかは,慎重な確認が必要であり,現時点では予測できないと言える.従って,上記のような保全措置により影響が回避できるというのは具体性のない希望的観測と言うべき.

＜実行可能な範囲内で低減できる＞

ムササビ，オオタカ・ハチクマ，ハッチョウトンボ，ゲンジボタルについて全て実行可能な範囲内で回避，低減，代償としている.この「実行可能な範囲」の意味は,一般的には理解できない表現である.

４．ふれあい活動

＜触れ合い活動＞

「触れ合い活動の場としてのポテンシャリティー」では,

「したがって，会場候補地は，名古屋近郊に残された数少ない身近な自然との触れ合い活動の場として位置づけられるものと考えられる」としている.こうした評価は，現在の自然観察会，探鳥会などの活動から導き出されたものである.自然環境の大きな改変をともなう三事業は，触れ合いの可能性を損なうものである． ここでは，地域整備事業計画案により直接の改変，利用環境の変化が生じるとしている.結果として,「実行可能な範囲内での低減と，代償をはかった」としているが，なぜ，回避は行われなかったのであろうか.大きな問題である.

＜歩くルートにおける触れ合い活動＞

「本地区」を対象とした「触れ合い活動」についての記載が準備書にあり，ルート１やルート８など歩く人の評価が大変に高いルートの地形を大きく改変してしまうのが新住宅事業であるとが示されている.この結果は，真摯に受け止め計画の変更など検討すべきである.地形の改変などを安易に公園や緑地の造成といった代償措置の採用へと安易に傾斜してはいけないはずである.

５．都市計画，調査圧，追跡調査など

＜市街化区域としない区域＞

「市街化区域」への指定が計画される地域は，都市計画法施行規則で規定された「都市計画基準」を満たしているとは言えない.

（参考：都市計画基準，一部省略）

都市計画法施行規則　第８条　ニ項
　おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は，原則として，次に掲げる土地の区域を含まないものとすること.
　ニ，すぐれた自然の風景を維持し，都市の環境を保持し，水源を涵養し，土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域.

　・・としている.現在，計画案で飛び地のように市街化区域に組み込まれる区域は，愛知県が 1992 年に作成した「愛知県土地利用基本計画図」では，事業予定地は全て市街化調整区域であり，保安林，自然公園地域を含む地域である.こうした地域を部分的に市街化区域とする都市計画案は, かなり無理なものではないだろうか.施行者は, 意見交換会のなかで,「そのような例もある」との見解をしめしていたが，納得の行く説明は未だ為されていない.

＜調査圧の防止＞

　「要領」II 第１章第３（１）に述べられているように，調査の実施計画の作成にあたっては相互の調査責任者が十分な連絡調整を行いながら準備する必要がある．それは，環境への負荷を調べる調査そのものが環境への負荷であるからである．実際の調査計画の作成では，調査の実施時刻・日程について専門家の参画を得て立案する必要がある．繁殖期に林内で地下水や地質の調査を行うことは，猛禽類の繁殖を妨げるなど，動物相に大きな影響を与える危険性があることを十分考慮する必要がある.
　ボーリング調査の先行実施に見られる調査圧の影響の軽視は厳に謹んで二度とないようにしていただきたい.オオタカの営巣木調査における調査圧の防止努力は十分だったかが疑われる.

＜ボーリング調査＞

　住宅事業，道路事業については，昨年の夏から橋脚，堰堤の設計のためのボーリング調査を行うなど，環境影響の評価の上で計画を確定し，回避・低減を図るなど，環境影響評価の手順を尊重したとは言えない.

＜事後調査と追跡調査＞

　通産の検討委員会では,「追跡調査」を行うことになっているが，新住宅事業，名古屋瀬戸道路の準備書には, 言及がない．調査結果から環境への予測など十分にできない場合に, 事後調査を行うことが記されているが，事後調査の意味について，十分に理解されていな

いと考えられる． むしろ，ここでの事後調査についての言及は，調査期間が短いために事後調査に依拠するかたちになってしまっていることを指摘しておきたい.

＜実施計画書への意見の準備への掲載＞

愛知県の地域整備事業の準備書には意見書の見解が掲載されていない.ホームページで公開しているのなら,別冊でもよいから添付すべき.見解の公表は準備書縦覧の直前で,結局聞き置いたことにしかなっていない.

＜意見交換会の開催＞

瀬戸市，名古屋市などで，準備書，都市計画の案について，疑問点などを明らかにするため意見交換会，公聴会・聴聞会などを引き続き開催することを要請したい.

以上

新住宅事業，名古屋瀬戸道路事業の都市計画の案への意見書

日野鳥発第６号

1999 年 4 月 6 日

愛知県知事　神田　真秋　殿

財団法人　日本野鳥の会

会　長　　黒　田　長　久

瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業に係る都市計画の案への意見

拝啓

時下，貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます．

さて，弊会では表記都市計画の案について下記の意見を提出いたします．ご高配の程，よろしくお願い申し上げます．

敬具

記

１．新住宅市街地開発法（以下新住法）は，最近 10 年程大都市近郊では適用例がない法令である．貴重で固有の自然環境が存在し，人々に親しまれている海上の森の中央部約 150ha について飛び地的「市街化区域」とするために新住法を適用する予定の都市計画の案は，見直すべきである．計画地では，自然公園地域(愛知県，1992)，保安林が約半分の面積を占めており，県独自の長期総合計画があったとしても一挙に市街化区域とするには，将来にわたってあまりにも自然環境などへの影響が大きいと考えられ，再検討すべきである．

２．都市計画の案は，貧栄養湿地や注目される動植物の生息地の改変を極力回避するとし，水系を出来る限り保全するとしているが，複雑な地形と水系の上に成り立った貴重な生態系を分断する計画と言える．加えて，50%の緑地・公園を計画地に造成するので周辺の樹林とネットワークができ，触れ合いの森となる等としているが，この代償のために必要とされる技術の不確実さとその費用，損なわれる自然とを再度十分に検討すべきである．

３．1. 2. など未だ多くの疑問点があることから，計画の案について意見交換会など積極的に開催し，住民・利害関係者等の意見を十分に聴き，計画を練り直すべきである．

以上

＜別紙＞　１～３について，詳細は別紙で述べる．

日野鳥発第７号
1999 年 4 月 6 日

愛知県知事　神田　真秋 殿

財団法人　日本野鳥の会
会　長　　黒　田　長　久

瀬戸都市計画道路１・３・２号，豊田都市計画道路１・３・４号，
名古屋瀬戸道路（瀬戸市・豊田市）に係る都市計画の案への意見

拝啓

時下，貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます．

さて，弊会では表記計画の案について下記の意見を提出いたします．ご高配の程，よろしくお願い申し上げます．

敬具

記

１．貴重で固有の自然環境が残され，人々に親しまれている海上の森の中央部を，約 160mから 200mの高さで縦断する道路計画は，見直すべきである． 計画地は，標高が約 160mから 200mの尾根が複雑に入り組む森である． この地での都市計画の案は，貧栄養湿地や注目される動植物の生息地の改変を極力回避するとし，水系を出来る限り保全するとしているが，複雑な地形と水系の上に成り立った貴重な生態系を半永久的に分断してしまう計画と言える．

２．砂防指定地の「一部」と保安林の「一部」を通過するとしているが，全線のほとんどがこの指定地となっており，設計上無理な計画と言え，こうした無理を重ねる必要性の説明に説得力がなく，計画は見直すべきである．

３．1. 2. など未だ多くの疑問点があることから，計画の案について意見交換会など積極的に開催し，住民・利害関係者等の意見を十分に聴き，計画を練り直すべきである．

以上

＜別紙＞　１～３について，詳細は別紙で述べる．

１．準備書全体から　－代替案など－

＜代替案の検討が行われていない＞

昨年の実施計画書への意見の中で，日本野鳥の会など多くの団体から，自然環境への配慮などの理由から，代替案・代替地の検討の必要性について指摘が為されていた.しかし，実施計画書への意見の回答のなかで，代替案・代替地については，触れられていない.

博覧会会場の立地選定と代替地についての意見は 84 件も出された.そのほとんどが,良好な自然を保っている海上の森において,敢えて自然環境への影響が懸念される国際博覧会の会場や地域整備事業の事業地に選ぶことへの疑問であり,代替地選定への要望である.これらに対する博覧会協会と愛知県からの回答は,従来までに行われた行政手続きの簡単な説明に過ぎず,博覧会開催と地域整備事業の立地選定過程において,事業の必要性と環境影響の回避が代替地の検討も含めてどう検討されてきたかについて,説得力を持つものではない.

1998 年中に２回にわたって博覧会会場計画の素案などが示されているが，入場予定者 2500 万人の動きによる自然環境への影響，入場した人のストレスの問題，交通アクセスの問題等は，現候補地では何らクリアーされているとは考えられない.

日本野鳥の会では，愛知県が博覧会を誘致した国際的な責任を果たすために早急に代替地・代替案の検討をはじめるべきであり，地域整備事業についても見直す時期にきていると考えている.

＜調査期間＞

通産省の通達では，調査期間について「調査対象の内容，地域の気象又は水象等の特性，社会的状況等に応じ，適切かつ効果的な期間及び時期を設定する」としており，"１年の調査で良い"とはしていない.この点，少なくとも短い期間で準備書にまとめている根拠を示すべきである.

＜回避，低減の優先，環境保全措置の考え方・手順＞

環境保全措置について考える前に事業の回避，又は低減を優先して十分に検討し，環境保全措置の内容を時系列的複数案，並列的複数案を検討すること（通産，通達）とされているが，その記載が準備書では十分に為されていない.これは，環境影響評価の根幹かかわる部分であると考えられる.なお，こうした現状は，調査期間の短さによるものとも考えられ，ここで調査の拙速性も指摘したい.

２．動植物など

＜森を分断する計画＞

「貴重な動植物種がまとまってみられる小流域を中心としたゾーンを極力回避する」と名古屋瀬戸道路計画では述べている.しかし実際の名古屋瀬戸道路の計画案は,「自然環境保全上重要な地域」を分断する形となっている.屋戸川・寺山川水系の保全が尾根を境に行われているなど，線引きにおいても動物生態におけるつながり，地下水脈のつながりなどに配慮したとは言えない.これは，博覧会の予定地でもある新住宅事業においてはさらに著しい.現況で貴重な動植物が確認された地域を保全しようと線引きが為されるが，現に存在する動植物を支える移動の構造についての配慮が十分に行われていない.森の中で，貴重な種を避けて約140haの開発を行うことに無理がある.７つの調整池用の堰堤と河川の付け替えによって作り出される空間は，かねてから生息したムササビなどの生き物に棲み難い環境といえる． 長期的には， 種子散布，花粉の飛散の可能性などが四車線の道路や造成公園による森の分断によって孤立化させられ，貧栄養湿地などの生物群集を構成する個々の個体群の遺伝的な多様性の低下をまねき，絶滅への可能性を高めることが考えられる.現在のひとかたまりの生態 系を分断化することの影響は，１年の調査で「影響は回避・低減できる」と結論づけることは，注目種のみの調査が中心であることから困難ではないかと考えられる.

＜全面造成は避ける＞

住宅事業で「周辺の自然環境に配慮して設定した事業区域の中で，大規模な全面造成を避け,・・」としている基本方向と実際の計画は大きく乖離している.現在の計画は，全面造成に近い.

＜夏鳥の分布調査の不備＞

日本野鳥の会は，1998年の繁殖期に夏鳥の繁殖の状況を確認する調査を行っており，これによれば，名古屋瀬戸道路の北端では，サンショウクイがよく観察され，中央部四ツ沢付近では，サンコウチョウが確認され，南端部ではヨタカが確認されている.こうした場所は全て名古屋瀬戸道路，新住宅事業などの事業予定地であり，夏鳥の繁殖に与える影響は極めて大きいと考えられる.この点について準備書では図６－１６－１２（1）において繁殖可能性のランクをしめしているが，踏査ルートや回数についての記載がなく，全域の調査を行った上での評価であるのか疑問である.例えば，篠田川下流部には全く繁殖の印がなく，この地域の調査が行われていないのではないかと考えられる.

サンショウクイについての準備書での記載は,「本調査では，家族群を確認した」とあるのみである.このような点，拙速な調査（半年程度）により結論を急いでいると考えられる.

＜都市の近くにいる夏鳥たち＞

1998 年の調査で，ヨタカ，サンショウクイ，キビタキ，サンコウチョウなどの繁殖が確認されている.このサンショウクイは，絶滅危惧Ⅱ類に指定されている.こうした鳥類は，近年減少が危惧されている種である.こうした鳥類は，海上池周辺，吉田川周辺，篠田川下流部などで繁殖の可能性が高く，こうした場所は三事業により直接改変の予定の場所であることから，今回の準備書の手薄な点があることが明らかである． 都心から，20km ほどの場所でこうした鳥類が確認されること自体全国的に珍しくなっているのが現状である.

＜オオタカの実質的調査期間＞

オオタカについては, 1998 年の 1 月～ 7 月までの調査と, それ以前の調査（新住宅事業, 名古屋瀬戸道路による）について，調査方法に相違があり，無理にデータの重ね合わせて調査結果をまとめていると考えられる.この結果は，本会愛知県支部が独自に行った調査結果と大きく異なっている.個体数の少ない猛禽類では，詳細な調査によれば，調査者が異なっていても同じような結果が得られることが多い.しかし，今回の公表になっているデータについては，整理上無理を重ねていることと，調査期間が 1 年のみであることの制約により，やはり拙速に高利用域などの結論を出していると言える.慎重な再調査，再評価が急がれる必要である.また，会場予定地の北側には，東海環状自動車道による地形の大きな改変が進行しており，環状道路南側での再調査が必要と考えられる.

＜鳥類調査の再実施を求める＞

新住事業の鳥類について 1995 年から 1997 年にかけて行われた調査結果のデータについて，縦覧期間中にデータ集計ミスが指摘され，正誤表が公表された．この訂正されたデータにおいても，夏鳥の記録はこれまでに東海三県で記録のある時期より 1 カ月も早く記載されており，なお疑問を残している．こうした疑問のあるデータを名古屋瀬戸道路と新住事業の準備書作成のために，そのまま採用すべきではなく，専門家の参画を得て改めて調査をやり直すべきである.

なお博覧会協会では，この点「精査して活用」としているが，意見書の指摘後,どのような方法でどこに使ったのか不明であり，この点，明らかにすべきである.

＜名古屋瀬戸道路などの光と夜行性の動物＞

道路の騒音や光害の影響は,特に猛禽類やフクロウ,ムササビ，ゲンジボタル等の夜行性の動物には供用時にも大きな影響を及ぼすと考えられる.この点，十分な検討が行われていない.

＜蘚苔類と菌類の扱いについて＞

博覧会協会は蘚苔類，菌類の調査を行わないことに関し,「種の同定が確実にできる研究者が極めて少なく，学問上，生態に関して不明な点が多い」「菌類では多くのものが分類すらされていない」としているが，当該分類群の環境庁のレッドリストが出ている以上，これは説得力を持ち得ない.博覧会協会に対する通産大臣からの助言でも,「蘚苔類・菌類を外すことは，現実問題としてやむを得ないと判断される」としながらも、環境影響評価会の

・蘚苔類・菌類は生物界の貴重な一員であって,
・それらの調査は学術的にも環境の把握の面からも意義深くかつ必要

との報告をわざわざ指摘している。

海上の森の現況を正しく把握する，という意味で、これらのリスト作成の調査が行われていないのは遺憾である.

３．生態系について

＜生態系：特殊性の観点からー渡り鳥の中継地としての評価＞

海上の森で鳥類の観察会を行っている本会愛知県支部では，春と秋の渡りの時期に海上の森を利用している種が数多く存在することを指摘している．この時期は，多数の鳥類（主に小鳥類）が渡来し，短期間で入れ替わるため生息密度が一変するのである．これは会場候補地がこうした渡り鳥の休息・採餌のための中継地として，あたかもシギ・チドリ類における干潟のように，愛知県，中部地方における渡り鳥の保全にとって重要な機能を果たしている可能性を強く示唆している.

春（3～6 月）と秋（9～11 月）の渡りの時期には，鳥類群集の種と密度，種ごとの入れ替わりの回転率，移動の実態を明らかにする調査を行うべきである．具体的には，鳥類センサスによる密度調査，標識調査（バンディング），行動観察を行う．鳥類の生息数は短期に激変している可能性があるので，これを勘案し，期間と頻度を設定する．渡りの最盛期に 7 日間程度の連続的な調査を行うのが望ましいと指摘した.

これに対し博覧会協会は,「繁殖鳥類の保全のための措置を検討することが,渡り鳥に対する保全の方向にもつながる」として却下している.しかし繁殖鳥類の環境要求と渡り鳥の環境要求が包含関係にあるという証明はない.むしろ秋の渡りの時期は,繁殖鳥類で調査した繁殖期とは,林の様子や資源の分布が異なっていることが予想される.従って，先の結論はあまりに強引な結論と考えられる.

・「回避」の検討

全体として,個別の生物への影響は認めながら,会場候補地内の非改変部分をある時は事業対象地外,ある時はオン・サイト・ミチゲーションの場と捉えているのは不統一である.新住でいえば「回避・低減できる」（オオタカ・ハチクマ）あるいは「代償措置を講ずる」（カワセミ）「保全措置を講ずる」（森林性の繁殖鳥類）としている.しかい，その根拠は明示されていない.

・オオタカの番，実行可能な範囲で影響を低減

生態系のピラミッドの図のなかで供用時について，「実行可能な範囲内で低減できるものと判断した」としている根拠は，「２番の営巣中心が範囲外に存在するため」としているために影響が少ないとしているが根拠に乏しい.

・森林の改善

森林の改善による保全措置では,改善の対象となる森林環境の現在における評価が不明であり,代償となるかどうかの評価ができない.

・影響予測のデータ,方法の検証性

繁殖鳥類の調査ルートが示されていない.従って,例えば新住南側地区の直接改変部分に確認ポイントが少ないのが,実際に鳥がいなかったのか,調査が行われていないか頻度が他より低かったのかが不明である.

また確認地点の出し方が不明.本来ならば少なくともテリトリーを確認し,個体とその場所の使われ方が示されるべきである.

・鳥類の生息地ポテンシャル

鳥類の生息地ポテンシャルが示されていない.現に存在している場所のみが重要なわけではない.種ごとの生息可能な生息環境の把握と,その生息環境がどのように分布しているかの解析が欠けているので,生息地の改変による可能な生息環境の減少について評価できない.

・上位種の食べ物計算

オオタカ,ハチクマ,フクロウにおいては,餌量が十分ならば生息が保証されるという前提だが,人圧の影響が考慮されていない.

・営巣予測調査と存在・供用

食べ物以外の資源で，オオタカ,ハチクマ,フクロウで言えば営巣可能な木の分布について専門家を交えて調査することも必要であり，ポテンシャルの把握の行っておくことが阻害要因を検討する意味でも望ましい.

・２年の調査で経年的と言えるのか

オオタカ,ハチクマの営巣期における高利用域は経年的に使っている区域のみを問題にしているが,わずか２ヶ年の調査で経年的に重要な区域が抽出できるとは思われない.調査の測定誤差も考えられる.２ヶ年の重複区域のみを直接改変地域による影響と見なすことは問題がある.

・他ユニットへの影響

フクロウの確認位置から見れば,北地区による改変により東ユニットにも影響が出ることが予測できる.

＜環境保全対策の具体性＞

アオゲラ等繁殖鳥類と,フクロウを頂点とする食物連鎖への保全措置として挙げられている「残置森林における適正な環境保全に配慮した森林整備計画」「改変区域における緑化計画の実行」の具体的内容が不明.フクロウ３つがいのうち,１／３の消失を想定しているにも関わらず,「効果については不確実な要素が多い」と自ら認める保全措置により影響が回避できるとするのは問題が多い.

繁殖鳥類については,それぞれの種の環境要求について考慮して実現可能性を検討しないと,保全措置による効果は評価できない.アオゲラでは大径木の存在や枯れ木の存在,サンコウチョウは,営巣地として樹冠の閉鎖した常緑樹林,オオルリは渓流沿いの飛翔昆虫の採食地と営巣地となる小崖地が必要であること等が考えられる.

また,サンコウチョウ,サンショウクイは特に急激に減少している夏鳥で,サンショウクイは環境庁（1998）のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されている.これらが従来の繁殖場所を捨てて新しい場所に移りうるかどうかは,慎重な確認が必要であり,現時点では予測できないと言える.従って,上記のような保全措置により影響が回避できるというのは具体性のない希望的観測と言うべき.

＜実行可能な範囲内で低減できる＞

ムササビ，オオタカ・ハチクマ，ハッチョウトンボ，ゲンジボタルについて全て実行可能な範囲内で回避，低減，代償としている.この「実行可能な範囲」の意味は,一般的には理解できない表現である.

４．ふれあい活動

＜触れ合い活動＞

「触れ合い活動の場としてのポテンシャリティー」では,

「したがって，会場候補地は，名古屋近郊に残された数少ない身近な自然との触れ合い活動の場として位置づけられるものと考えられる」としている.こうした評価は，現在の自然観察会，探鳥会などの活動から導き出されたものである.自然環境の大きな改変をともなう三事業は，触れ合いの可能性を損なうものである． ここでは，地域整備事業計画案により直接の改変，利用環境の変化が生じるとしている.結果として,「実行可能な範囲内での低減と，代償をはかった」としているが，なぜ，回避は行われなかったのであろうか.大きな問題である.

＜歩くルートにおける触れ合い活動＞

「本地区」を対象とした「触れ合い活動」についての記載が準備書にあり，ルート１やルート８など歩く人の評価が大変に高いルートの地形を大きく改変してしまうのが新住宅事業であるとが示されている.この結果は，真摯に受け止め計画の変更など検討すべきである.地形の改変などを安易に公園や緑地の造成といった代償措置の採用へと安易に傾斜してはいけないはずである.

５．都市計画，調査圧，追跡調査など

＜市街化区域としない区域＞

「市街化区域」への指定が計画される地域は，都市計画法施行規則で規定された「都市計画基準」を満たしているとは言えない.

（参考：都市計画基準，一部省略）

都市計画法施行規則　第８条　ニ項

おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は，原則として，次に掲げる土地の区域を含まないものとすること.

ニ，すぐれた自然の風景を維持し，都市の環境を保持し，水源を涵養し，土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域.

・・としている.現在，計画案で飛び地のように市街化区域に組み込まれる区域は，愛知県が 1992 年に作成した「愛知県土地利用基本計画図」では，事業予定地は全て市街化調整区域であり，保安林，自然公園地域を含む地域である.こうした地域を部分的に市街化区域とする都市計画案は, かなり無理なものではないだろうか.施行者は, 意見交換会のなかで,「そのような例もある」との見解をしめしていたが，納得の行く説明は未だ為されていない.

＜調査圧の防止＞

「要領」II 第１章第３（１）に述べられているように，調査の実施計画の作成にあたっては相互の調査責任者が十分な連絡調整を行いながら準備する必要がある．それは，環境への負荷を調べる調査そのものが環境への負荷であるからである．実際の調査計画の作成では，調査の実施時刻・日程について専門家の参画を得て立案する必要がある．繁殖期に林内で地下水や地質の調査を行うことは，猛禽類の繁殖を妨げるなど，動物相に大きな影響を与える危険性があることを十分考慮する必要がある.

ボーリング調査の先行実施に見られる調査圧の影響の軽視は厳に謹んで二度とないようにしていただきたい.オオタカの営巣木調査における調査圧の防止努力は十分だったかが疑われる.

＜ボーリング調査＞

住宅事業，道路事業については，昨年の夏から橋脚，堰堤の設計のためのボーリング調査を行うなど，環境影響の評価の上で計画を確定し，回避・低減を図るなど，環境影響評価の手順を尊重したとは言えない.

＜事後調査と追跡調査＞

通産の検討委員会では,「追跡調査」を行うことになっているが，新住宅事業，名古屋瀬戸道路の準備書には, 言及がない． 調査結果から環境への予測など十分にできない場合に, 事後調査を行うことが記されているが，事後調査の意味について，十分に理解されていないと考えられる． むしろ，ここでの事後調査についての言及は，調査期間が短いために事

後調査に依拠するかたちになってしまっていることを指摘しておきたい.

＜実施計画書への意見の準備への掲載＞

愛知県の地域整備事業の準備書には意見書の見解が掲載されていない.ホームページで公開しているのなら,別冊でもよいから添付すべき.見解の公表は準備書縦覧の直前で,結局聞き置いたことにしかなっていない.

＜意見交換会の開催＞

瀬戸市，名古屋市などで，準備書，都市計画の案について，疑問点などを明らかにするため意見交換会，公聴会・聴聞会などを引き続き開催することを要請したい.

以上